

川崎市中原区社会福祉協議会 ボランティア銀行なかはら運営委員会設置要綱

(名 称)

第1条 この会は、ボランティア銀行なかはら運営委員会(以下「委員会」という。)とする。

(事務所)

第2条 この委員会は、川崎市中原区社会福祉協議会(以下「本会」という。)内に置く。

(目 的)

第3条 この委員会は、住民による地域福祉の自主的活動の推進に寄与するため、地域のボランティア活動の振興と、住民の善意による寄託の活用を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この委員会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 寄託金品の収受及び助成に関すること
- (2) その他、目的の達成に必要と認められること

(委 員)

第5条 委員会は、その適正な運営を図るため次に掲げる委員をもって構成し、委員は本会会長が委嘱する。

- (1) 本会会長および担当常任委員
- (2) 地区社会福祉協議会会長
- (3) 地区民生委員児童委員協議会会長
- (4) その他

(任 期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役 員)

第7条 委員会に、委員長1名、副委員長2名を置き、委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第8条 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第9条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。議事は出席委員の過半数で決する。

(配 分)

第10条 寄託金品の配分は、委員会で決定する。ただし、寄託品の配分および特別な場合に限り3万円以内の金銭配分については委員長が専決できる。その場合、委員長は後日これを委員会に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年3月1日より施行する。
- 2 「ボランティア銀行なかはら運営委員会規程」は平成21年2月28日限り廃止する。
- 3 この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。